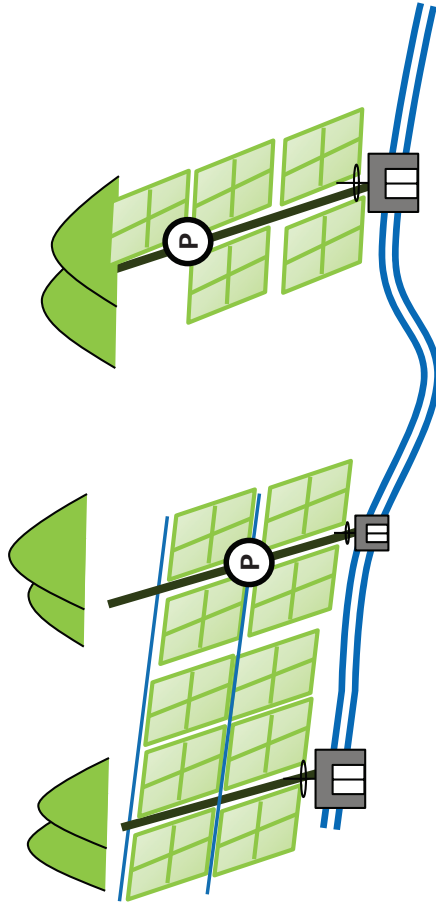


水資源開発事業（拡充）

～使用されなくなった施設の撤去を事業対象に追加～

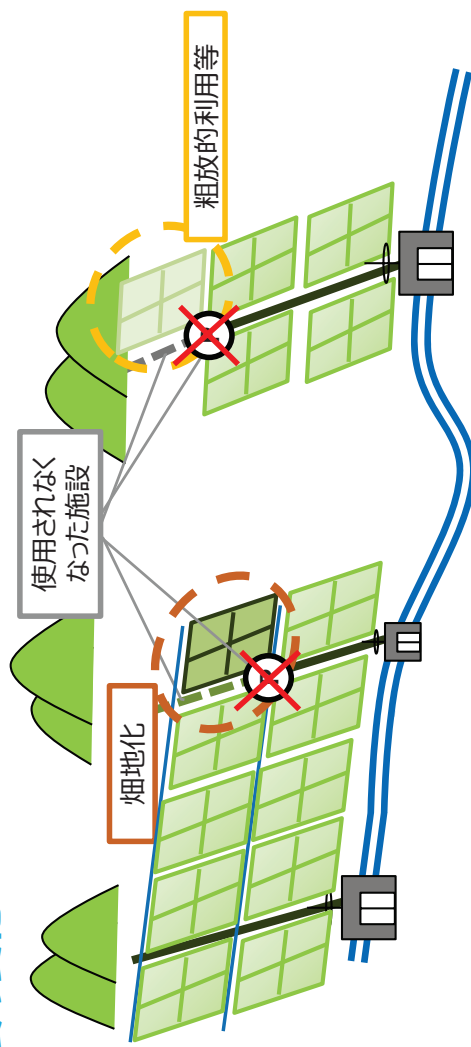
- 農業・農村を取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、受益地の減少や畑地化の進展等によって、現在は使用されなくなった施設を更
新事業で撤去することが考えられ、今後は、当該ケースが増加していく可能性がある。
- 使用されていない施設が撤去されず放置され、老朽化や自然災害により損壊した場合等には、住民の人命・財産等に影響を及ぼす
おそれがあるため、更新事業の実施に合わせて適切に撤去する必要がある。
- このため、現行の事業対象である農業用排水施設の「廃止」の対象施設を拡充し、現在は使用されなくなった施設の撤去が実
施できることを明確化することで、適切な更新整備を推進するとともに、災害・事故リスク等の低減を図る。

施設の整備当時



農業用排水施設が整備された当時は、受益地の多くが水田
であり、当時の農業用水の需要に応じて、農業用排水施設
を整備。

営農の変化



- ・受益地の減少（粗放的利用、農地転用等）、畑地化の進展等により、一部の農業用排水施設が利用されなくなる。
- ・使用されていない施設を放置すると、災害・事故が発生するおそれがあり、適切に撤去する必要がある。



道路にある老朽化した水管橋



パイプライン破損による道路陥没



堰の破損

＜対策のポイント＞

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進します。

＜政策目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

＜事業の全体像＞

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。

3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

＜事業の流れ＞



農業競争力強化を図るための基盤整備

農地の整備		農業水利施設の整備	
	暗渠の整備による水田の汎用化		頭首工の改修
	圃場の大区画化		水路のパイプライン化
	畦畔除去による区画拡大		小水力発電施設の設置
	畑地の区画整理及びかんがい施設の整備		ゲートの自動化

【お問い合わせ先】

（1、2の事業）

農村振興局農地資源課

（03-6744-2208）

（3、4の事業）

水資源課

（03-3502-6246）

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

＜事業目標＞

農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（6割削減（現状比））

＜事業の内容＞

1. 農地整備事業

地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

3. 草地畜産基盤整備事業

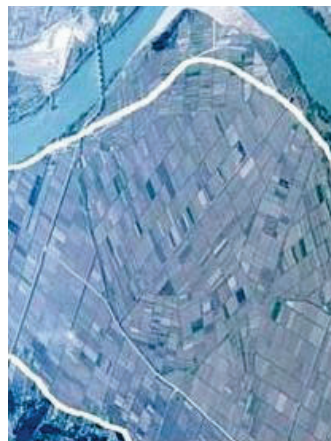
草地に立脚した畜産経営の展開に必要なとなる草地の基盤整備等を実施

4. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

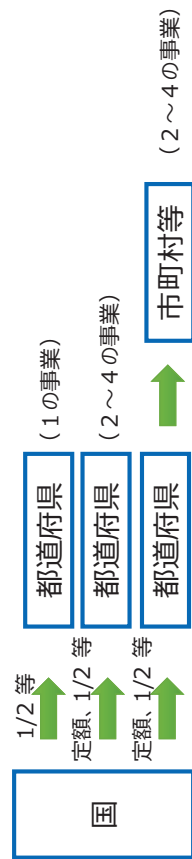


（事業前）小規模で不整形な農地



（事業後）大区画化・整形した農地

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

（1、2、4の事業）

農村振興局農地資源課

（03-6744-2208）

（3の事業）

畜産局飼料課

（03-6744-2399）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、高収益作物への転換等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

※ 下線部は拡充内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良※、農業用排水施設整備、情報通信環境整備 等

※ バイオ炭を使用することが可能

附帯事業：農地集積促進事業 等

【限度額：事業費の12.5%】

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フロッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区、最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画関連地区、輸出事業計画関連地区、フロッグシップ輸出産地関連地区、スマート農業に取り組む地区、大区画化や畦畔拡張、水路の管路化等の保全管理の省力化整備計画を策定する地区の場合、定額助成（令和11年度採択分まで（水田農業高収益化地区は令和8年度採択分まで、省力化整備地区は令和12年度採択分まで））

※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

※ 荒廃ハウス等の支障物の撤去等に要する経費を支援可能

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

農地集積促進事業（促進費）

事業実施後の農地の集積・集約化の実績に応じて、事業費の5.5%～12.5%を交付

・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
・助成割合

集積率	助成割合	集約化加算
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）

※ 集約化加算：担い手に集積する農地の80%以上を集約化（面的集積）する場合

※ 国費負担割合は50%等

農業構造転換集中対策費

1 ha以上の大区画化の整備割合等に応じて、事業費の一部を定額支援

・事業実施主体：都道府県
・助成割合

補助率	定額	定額
	事業費の6.25% （中山間地域：3.75%）	事業費の12.5% （中山間地域：7.5%）
要件	1 ha以上の大区画が 地区内の1/2以上 （中山間地域：労働費 削減20%でも可） 等	1 ha以上の大区画が 地区内の2/3以上 （中山間地域：労働費 削減40%でも可） 等

※ 水利施設整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業（中山間NN）においても同様に拡充（中山間NNにあっては事業費1%又は2%）

<整備前>



<整備後>



大区画化による
農作業効率の向上

水稲

タマネギ



暗渠排水整備による
水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上※） 等

※ 中山間地域等においては、事業実施区域内の全農地について、地域計画の目標図上で

受け手が位置付けられている場合、受益面積要件は5ha以上

補助率：50% 等

草地畜産基盤整備事業

- 草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**。
- 大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**傾斜の緩和や排水不良の改善等の草地整備**を実施。

1. 事業内容

① 土地利用型畜産体系の確立を図る草地の整備(草地整備型)

- ・道営草地整備事業
事業実施主体：北海道
採択要件：受益面積500ha以上 等
- ・公共牧場整備事業
事業実施主体：都道府県
採択要件：受益面積60ha以上 等

② 草地の担い手への土地利用集積や担い手を主体とした再編整備(畜産担い手総合整備型)

- 事業実施主体：都道府県、事業指定法人
- ・飼料基盤集積整備事業
採択要件：受益面積200ha以上 等
- ・再編整備事業
採択要件：受益面積30ha以上 等

③ 地域の実情に応じた草地の整備(草地整備利用促進事業)

- 事業実施主体：都道府県、市町村、事業指定法人、農業協同組合、農業協同組合連合会
- 採 択 要 件：事業費200万円以上、受益面積7ha以上、受益者2者以上 等

事業実施計画策定の補助対象事業費上限額（1,000万円）

を撤廃

※下線部は拡充

2. 主な工種

草地の区画整理、起伏・勾配修正、暗渠排水 等

飼料生産の基盤整備



【お問い合わせ先】 畜産局飼料課 (03-6744-2399)